

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 国民健康保険条例の全部改正認可（若桜町）
国民健康保険条例の一部改正認可（江府町）
豚コレラ予防注射の実施
自衛官の昭和三十三年度第二次募集
土地改良区役員の退任及び就任
生活保護法による医療機関の指定
生活保護法による指定医療機関の廃止
- ◇正誤 昭和三十三年四月三十日付鳥取県規則第十号
様式第四号中訂正

告示

鳥取県告示第二百六十四号

国民健康保険を行う若桜町に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基

き、若桜町国民健康保険条例の全部改正を昭和三十三年四月一日認可した。

昭和三十三年六月十三日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第二百六十五号

国民健康保険を行う江府町に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き、江府町国民健康保険条例の一部改正を昭和三十三年六月五日認可した。

昭和三十三年六月十三日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第二百六十六号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

宇野山土地改良区
理事 木村 金藏 東伯郡羽合町大字宇野
就任した役員の名及び住所
大鴨土地改良区

生田勝次	鴨河内	理事	樋口 弁吉	倉吉市中河原
山根寛一	石塚	"	安田 稔	" 小鴨
中井憲一	中河原	監事	石田 春光	" 上古川
		"	山本 弘	" 鴨河内
		"	増田 高德	" 生田
		"	長棟 千賀男	" 小鴨

鳥取県告示第二百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十三年六月十三日

診療科名	名称	所在地	指定年月日
内科、小児科	上田医院	東伯郡東伯町字浦安	昭和三十三年四月一日
内科、小児科、放射線科	安達医院	" 東郷町字中興寺	三月三十一日
産婦人科	木谷医院	" 東伯町徳万	四月一日
内科、小児科	中原医院	西伯郡淀江町字淀江	二月二十四日
産婦人科、内科、外科、小児科	潮診療所	西伯郡会見町三崎	四月二十一日

内科、小児科

中河原診療所

岩美郡国府町字中河原

"

四月一日

鳥取県告示第二百七十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつた。

昭和三十三年六月十三日

診療科名	名称	所在地	廃止事由	廃止年月日
内科	潮診療所	西伯郡会見町三崎	開設者死亡	昭和三十三年四月二十一日

正 誤

昭和三十三年四月三十日付鳥取県規則第十号中の様式第四号に誤りがあるので次のとおり訂正する。

頁	段	誤	正
五	下	右氏名	右氏名
		鳥取県知事	鳥取県知事